



® 平成31年 3 月 8 日(金)

No. 14887 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆中国知財の最新動向 第12回 日本の農林  
水産品に関する知財保護と技術流出防止 (1)

## 中国知財の最新動向 第12回

# 日本の農林水産品に関する知財保護と 技術流出防止

～中国を中心として～

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

この数年、日本の農林水産品に関する技術が中国や韓国等の海外に流出したというニュースを見かけることが多い。例えば、最近では、以下のようなニュースがテレビや新聞で大きく取り上げられ、世

間の注目を集めた。

- ・ 平昌冬季五輪で、カーリング女子日本代表のLS北見の選手が、「競技のハーフタイムに食べた韓国のイチゴが美味しかった」と発言したが、それはもともと日本で開発された品種のイチゴが韓国に

## 鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号  
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



不正に流出したものであった。

- ・日本国内で開発され、種がなく皮ごと食べられるブドウの高級品種「シャインマスカット」の苗木が中国に持ち込まれ、大規模に生産・販売・輸出されている。
- ・大阪府在住の男性が、輸出禁止の和牛精液の入ったストロー数百本を、液体窒素を充填した保存容器に入れて日本から中国に持ち出した。日本の税関は通過したが、中国入国時に中国の税関で発見され、流出は寸前で食い止められた。男性は「知人に頼まれた。違法とは知らなかった。」と供述している。

莫大な費用と手間暇をかけて開発した新しい農林水産品に関する技術が、不正に海外に持ち出されて流出すれば、日本の開発者が被る被害の大きさは計り知れない。過去の失敗事例から教訓を学び、改善していくという姿勢が何よりも重要であろう。

そこで今回は、とくに中国を中心として、日本の農林水産品に関する知財保護と技術流出防止をどのように図っていくかについて解説することとしたい。

## Ⅱ 日本の農林水産品保護に関連する中国の知財法制度の概要

### 1 総説

中国政府は、WTO加盟のため、また、TRIPs協定との整合性をはかるために、2000年頃以降、知的財産権に関する法律を大幅に改正・整備してきた。その結果、現在までに、基本的な知的財産法制度はほぼ整えられた。最近は、中国経済の高

度成長及び高度なハイテク技術を有する中国企業の出現等に伴い、中国の知財法制度はますます権利者保護の傾向を強めてきている。

農林水産品保護に関連する中国の知財法制度としては、図表1のものがある。

図表1のとおり、農林水産品保護に関連する中国の知財法制度としては、さまざまな制度が用意されている。日本の農林水産品が中国で適切な法的保護を受けるためには、これらの制度をうまく組み合わせて活用していく必要がある。

実際、中国政府が近年、知的財産権保護を重視する政策を打ち出していることもあり、中国における知的財産権の出願数、登録数及び訴訟件数は世界一多いという状況が続いている。日本の農林水産品についても、今後は積極的に中国での出願・登録及び権利行使を図っていく必要があろう。

以下、図表1のうち「技術を保護するもの」、即ち、植物新品種権、特許権及び営業秘密（技術ノウハウ）の概要について紹介する<sup>2</sup>。

### 2 植物新品種権

植物新品種とは、人工栽培により又は発見された野生植物に開発を加えることにより、新規性、特異性、一致性及び安定性を具備し、かつ適切に命名された植物の品種をいう。

中国の植物新品種権に関する法令及び司法解釈<sup>3</sup>等は、図表2のとおりである。

植物新品種権を管轄する政府部門は、以前は、農業部分については「農業部」、林業部分につい

図表1：農林水産品保護に関連する中国の知財法制度

| 分類           | 権利・法律        | 例                       |
|--------------|--------------|-------------------------|
| 名称・標識を保護するもの | 商標権          | 松阪牛                     |
|              | 地理的表示        | Champagne               |
| 技術を保護するもの    | 植物新品種権       | 福岡S6号（あまおう）             |
|              | 特許権          | 動物及び植物の品種の非生物学的生産方法、農機具 |
|              | 営業秘密（技術ノウハウ） | 植物の栽培技術                 |
| デザインを保護するもの  | 意匠権          | 包装箱の形状や模様               |
|              | 著作権          | パンフレット、ホームページ、写真、ロゴマーク  |